＝2007年度「寒冷地手当」＝

２００６年度比較で１２，１２５円減額（扶養親族３名以上）

当局のサボタージュにより時間切れ、合意に至らず

人事院勧告準拠の姿勢崩さず

２００５年５月２６日、北海道労働委員会に「不当労働行為救済」申立てを行い、一貫して大学側の人事院勧告準拠の姿勢を批判し、２００６年７月１３日確認書を取り交わし（寒冷地手当て引き下げ凍結）和解が成立しました。

合意内容で重要なのは、支給額及び支給方法を「北大独自」に決定するという点でありました。

そして組合は、石油情勢がどんなに激変しても対応できる支給方法を提案してまいりましたが、大学側は２０１０年に最終結着点(２級地　扶養親族あり　116,800 円)ありきの、人事院勧告準拠の姿勢を崩しませんでした。

※　労使協議の詳細は組合 HP（http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai）を参照してください。

寒冷地手当に関する組合の基本的考え

アンケート調査結果を踏まえ、組合は寒冷地手当に関して以下のように考え、交渉してまいりました。

(1) 寒冷地手当は基準額（越冬に係る必要経費で定額）と加算額（暖房用燃料である灯油を中心に市価の変動を考慮した変動額）で構成する。
(2) 世帯主の扶養家族区分を、「扶養あり」と「扶養なし」に簡素化し、それに「その他の職員」の３区分とする。
(3) 居住地の区分は、居住地の気象条件を考慮した３区分とする。
(4) 現在寒冷地手当が支給されていない嘱託職員と短時間勤務職員も支給対象とする。

組合に結集しよう

２００８年度以降の寒冷地手当については継続協議を行う事で合意しましたが、はたして労働者の意見を聞いてくれるのでしょうか？教職員皆様のアンケートを提出して、この有様です。大学側はどこを向いて仕事をしているのでしょうか？

今こそ労働者が結集しなければ、要求が実現できません。組合に入ろう。

● 許せない大学提案

2級地	世帯主			その他
	扶養親族3人以上	扶養親族2名まで	扶養親族なし	
2006 年度	165,300	138,100	67,300	44,000
2007 年度案	153,175	132,775	66,800	
2008 年度案	141,050	127,450	66,300	
2009 年度案	128,925	122,125	65,800	
2010 年度案	116,800	116,800	65,300	

困った事やご意見のある方は　□電話 746-0967.内線 3994　□E-mail:kumiai@ma4.seikyou.ne.jp までご連絡ください。

北海道大学教職員組合